

岡崎市
新型コロナウイルス感染症対策協力金
支給申請について

令和2年5月
岡崎市

第 I 部 受給の要件及び支給額

1 受給対象となる事業者

本協力金の対象となる事業者は、新型コロナウイルス感染症「愛知県緊急事態措置」に基づき、施設の休業や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人及びその他法人です。

下記（１）から（６）に該当することが必要です。

（１）県内に事業所を有すること

本協力金を受給する事業者は、愛知県内に事業所が所在していることが必要です。なお、県内に事業所が所在していれば、愛知県外に本店がある事業者についても受給対象となります。

（２）中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人及びその他法人であること

○中小企業者とは

中小企業基本法に規定する中小企業者が対象となります。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

※中小企業基本法に規定する中小企業者（中小企業庁 WEB サイトより抜粋）

○その他法人とは

社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、農業法人等の各種法人が対象となります。

（３）休業や営業時間短縮の要請を受けた施設を有する事業者であること

①「休業の要請を受けた施設」とは以下を指します。

遊興施設等、運動施設・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、博物館等、大学・学習塾等、ホテル又は旅館、商業施設

②「営業時間短縮の要請を受けた施設を有する事業者」とは以下を指します。

食事提供施設

（※ 1）詳細は、別表 1「協力金交付対象施設一覧」、別表 2「基本的に休止を要請しない施設」のとおり。

(※2) 愛知県のウェブサイト「愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金の申請について」(<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyoryoku1.html>)の「よくあるご質問」もご確認ください。

(4) 休業・営業時間短縮の実施

① 愛知県が休業の要請をした4月17日(金)～5月6日(水)の全日※において、休業又は営業時間短縮した場合について支給対象となります。

ただし、4月17日(金)は、調整等を念頭に置いて弾力的に対応することとし、営業実績があっても構いません。

(※1) 「大学・学習塾等」、「博物館等」、「ホテル又は旅館」、「商業施設」については、4月23日(木)～5月6日(水)の全日において休業した場合について支給対象となります。

(※2) 旅館業法の「旅館・ホテル営業」の許可を得ている事業者で、行楽を主目的とするホテル又は旅館を休業した場合については、4月26日(日)～5月6日(水)の全日において休業した場合について支給対象となります。

なお、4月19日(日)以降に休業した施設の救済措置として、4月25日(土)から5月6日(水・祝)の全日において、休業又は営業時間短縮した場合については、岡崎市独自の協力金支給の対象となります。ただし、市内事業者で市内に施設がある場合に限りです。休業期間又は営業時間短縮期間以外の条件は、県の協力金と同じです。

② 県内に複数の施設を有する事業者は対象施設全てにおいて休業又は営業時間短縮する必要があります。

③ 食事提供施設における営業時間短縮とは、もともと朝5時以前や夜20時以降の営業を行っていた事業者が、朝5時から夜20時までの範囲内に営業時間を短縮(終日休業を含む)するとともに、酒類の提供を夜19時までとすることを指します。(宅配・テイクアウトを除く)

なお、もともと朝5時から夜20時までの範囲内で営業していた食事提供施設が、営業時間を短縮若しくは終日休業をした場合は休業要請の対象外であり、協力金の支給申請はできません。

○食事提供施設の営業時間短縮における協力金の対象範囲（例）

営業時間	朝5時 夜19時 夜20時	朝5時 夜20時
元々の営業時間		
変更後の営業時間		
協力金の対象	対 象	対 象 外

（５）その他の要件

本協力金を受給する事業主は、「申請に必要な書類」について整備し、本店の所在する市町村（本店が県外の事業主は愛知県）に提出する必要があります。

また、愛知県緊急事態措置が実施された令和2年4月10日時点で開業しており、営業実態が確認できる必要があります。

（６）不支給要件

本協力金を受給する事業主は、次のいずれかの場合にも該当していないことが必要です。

- ①事業主又はその役員等が反社会的勢力またはその関係者である。
- ②申請の内容に虚偽や不正がある。
- ③申請時点で倒産している。

2 協力金支給額

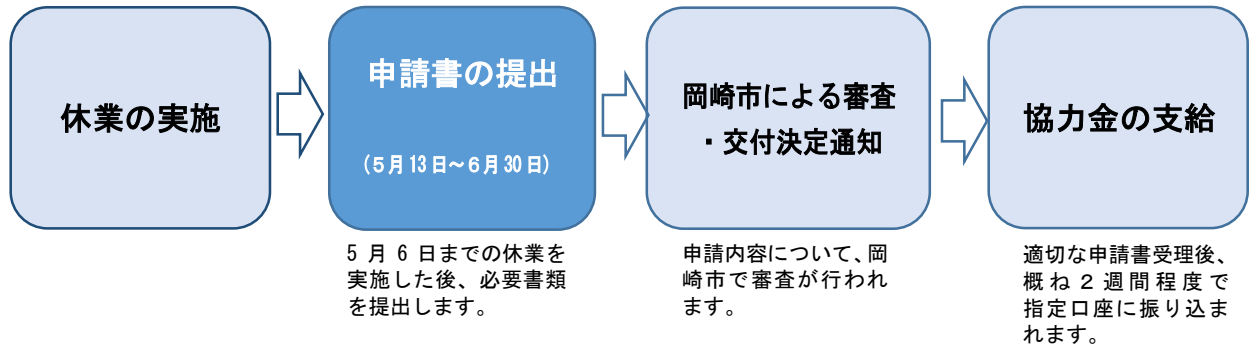
休業及び営業時間短縮を実施した場合の協力金支給額は定額で、1事業者あたり50万円です。市の救済措置としての協力金支給額は、1事業者あたり25万円です。併用はできません。

なお、愛知県内に複数の事業所を持つ事業者においても、申請は1回のみとなります。

第Ⅱ部 受給の手続き

1 受給の手続きの流れ

本協力金の受給の手続きは、おおむね次のような流れとなります。



2 受付期間

令和2年5月13日（水）※予定から6月30日（火）（郵送は当日消印有効）

3 申請の手続き

本協力金を受給しようとする事業者は、申請に必要な書類を整備提出すると共に、追加の提出を求められた場合には、速やかに追加提出する必要があります。

なお、提出した書類の控えは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。

4 申請に必要な書類

(1) 様式第1号 岡崎市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付申請書（請求書）

(2) 様式第2号 岡崎市新型コロナウイルス感染症対策協力金の申請に関する誓約書

(3) その他必要な添付書類

- ① 営業活動を行っていることが分かる書類（直近の確定申告、業種や資本金の額が分かる書類、県内の主たる事業所が分かる書類等）
- ② 業種にかかる営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類
- ③ 申請する事業所の外景及び内景の写真
- ④ 個人事業主は本人確認書類
- ⑤ 休業または営業時間短縮の状況が分かる書類、告知資料
- ⑥ 振込口座が分かる書類

※詳細は、別表「添付書類一覧」のとおり。

- 協力金申請書等の様式は、[岡崎市公式ホームページ](#)（TOP＞組織情報一覧＞経済振興部＞観光推進課＞愛知県・岡崎市新型コロナウイルス感染症対策協力金について）からダウンロードすることができます。
- 提出時には**必ず控えをとり**各自保管してください。一度提出された書類は返却しません。

5 申請方法

法人においては本店の所在地、個人事業主においては確定申告書(確定申告書B)の「住所(又は事業所・事務所・居所など)」欄に記載の住所の市町村に対し申請してください。

三密を避けるため原則郵送でお願いします。申請に必要な書類一式を、簡易書留など郵便物を追跡できる方法で、次の宛先まで送付してください。

なお、下記URLからオンライン申請も可能です。

https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-okazaki-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=23020

申請書類の送付先等

○郵送

〒444-8601

岡崎市役所観光推進課 新型コロナウイルス感染症対策協力金担当 宛

注意：切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

○持参の場合の投函BOX

岡崎市役所西庁舎 1階ロビー 平日8時30分から17時15分まで

○電話による相談

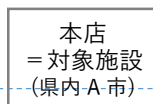
岡崎市協力金コールセンター 電話番号 0564-23-7690

平日8時30分から17時15分まで

<参考> 「申請先がどこの市町村になるか」の考え方

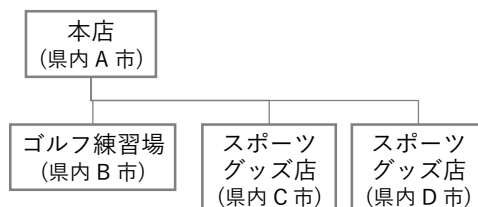
下図は法人を例に記載しています。個人事業主は「本店」を「確定申告書に記載の住所」と読み替えてください。

○本店のみの場合



本店のある A 市へ申請

○複数種類の対象施設を持つ場合

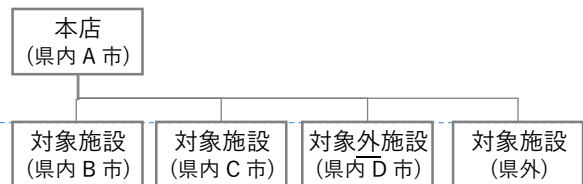


(運動施設に該当
4/18~休業)

(商業施設に該当
4/23~休業)

複数種類の施設があっても、申請は1件のみ。本店のある A 市へ申請。

○複数の対象施設を持つ場合



本店のある A 市へ申請

(店舗が A 市にない場合も、あくまで本店が所在する市へ提出)

○対象施設が県内にあるが、本店が県外に所在する場合

(例 1)



(例 2)



愛知県へ郵送 (P7 の<例外>参照)

愛知県で申請先市町村を検討し、愛知県から申請先市町村へ送付。

<例外>本店の所在地（確定申告書に記載の住所）が愛知県外の事業者の申請先

本店の所在地（確定申告書に記載の住所）が愛知県外の事業者は、愛知県のウェブサイト「愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金の申請について」（<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyoryoku1.html>）から申請書類をダウンロードして記載し、必要書類を添付して、簡易書留など郵便物を追跡できる方法で、次の宛先まで郵送して下さい。（持参による申請は受け付けません。）

〒460-8501 （住所不要）

愛知県 経済産業局 中小企業部 商業流通課

新型コロナウイルス感染症対策協力金プロジェクトチーム 宛

注意：切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

6 支給方法

岡崎市による審査完了後、適当と認められる場合、申請者に対して通知するとともに、指定口座に協力金を振り込みます。

なお、申請内容が不適当と認められる場合は、申請者に対しその旨通知します。

書類を受領したことにより交付を決定したということではありませんのでご注意ください。

7 その他

支給決定事業者が虚偽申請、その他不正な手段により協力金の支給を受けた場合は協力金を返還しなければなりません。

また、休業要請への協力事業者として、交付市町村名、法人名（個人事業主は屋号）、法人番号、施設の種別を愛知県のホームページで紹介する予定としております。

8 お問合せ先

○協力金の申請方法について

岡崎市協力金コールセンター 電話番号 0564-23-7690

対応時間 平日 8時30分～17時15分

○休業要請・協力金の対象について

愛知県 新型コロナウイルス感染症「県民総合相談窓口」（コールセンター）

電話番号 052-954-7453（ダイヤルイン）

対応時間 土日祝日を含む毎日 9時～17時

協力金の“振り込め詐欺”“個人・企業情報の搾取”にご注意ください。

- 岡崎市や愛知県などが ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATM を自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 岡崎市や愛知県などが、「愛知県・岡崎市新型コロナウイルス感染症対策協力金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、岡崎市や愛知県などが銀行口座の番号などの企業・個人情報に照会することは、絶対にありません。